

第7期三原市障害者プラン（案）

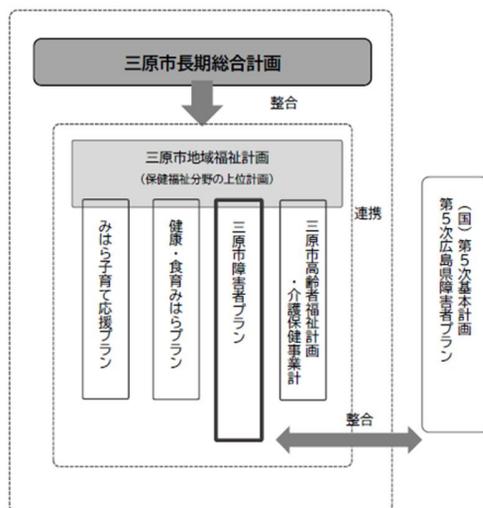
障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画

1 計画策定の趣旨

- 令和5年度に、現行の「第6期三原市障害者プラン」が最終年度を迎えることから、これまでの取組状況や計画策定に先立って実施したアンケート調査の結果などを踏まえ、「障害者計画」、「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」を一体的な計画として策定し、障害者福祉施策の推進と障害福祉サービス等の確保及び充実に図ります。
- 期間は、令和6年度から令和8年度の3年間とします。

2 計画の位置づけ

「障害者計画」は障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」として、「障害福祉計画」は障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」として、「障害児福祉計画」は児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」として策定します。
 また、本計画は「三原市長期総合計画」及び「三原市地域福祉計画」を上位計画とし、他の関連する計画と連携及び整合を図って策定します。



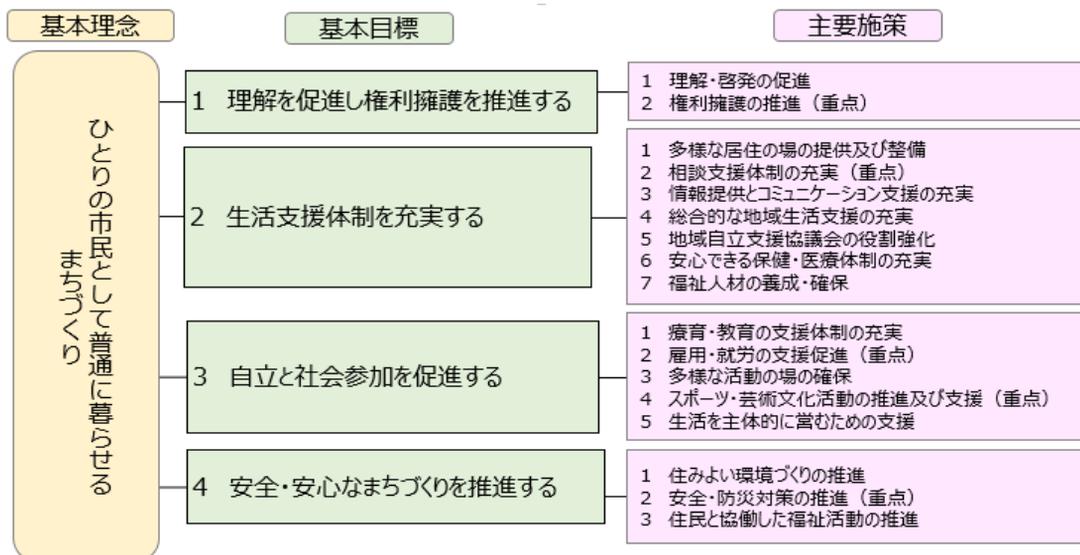
3 計画がめざす方向性と、基本理念

障害のある人が、特別な存在としてではなく、人として市民として普通に尊重され、住み慣れたところで、そこに住む人々とともに、生涯を通じて安心していきいきとした生活が送れるまちをめざし、それを表す言葉として次のとおり基本理念を定めます。

ひとりの市民として“普通”に暮らせるまちづくり

4 計画の体系

基本理念を実現していくため、4つの基本目標を設定し、その基本目標を達成する手段として17の主要施策を位置づけています。



5 障害者計画 各基本目標の施策方針と成果指標

障害者計画は、本市における障害者施策の基本的な計画となるものです。基本理念及び基本目標の実現に向けて、障害者施策全般を全庁的に取り組み展開していきます。

基本目標1 理解を促進し権利擁護を推進する

障害のある人に対する偏見をなくし、理解と認識を深めるため、各種媒体を通じた啓発活動などの機会を一層充実するとともに、ノーマライゼーションの理念の実現に向けて継続して取り組みます。

障害者差別解消法及び障害者虐待防止法などの法律に基づき、障害を理由とする差別の解消や虐待防止に取り組みます。

成果指標

項目	年度	令和5年度	令和8年度
		(2023年度)調査時	(2026年度)目標
①アンケート調査「障害を理由に差別を受けたり、いやな思いをしたことがある人」の割合	障害者	25.6%	22.6%
	障害児(保護者)	32.3%	29.3%
②アンケート調査「障害者差別解消法を知っている人の割合」	障害者	23.4%	26.4%
	障害児(保護者)	43.4%	46.4%
③アンケート調査「障害者虐待防止法を知っている人の割合」	障害者	25.6%	28.6%
	障害児(保護者)	46.5%	49.5%

主要施策と主な取組

(1)理解・啓発の促進

①福祉講演会、イベント等による啓発、②広報や出前講座等による理解の促進、③保育・教育の場における交流活動の推進

(2)権利擁護の推進【重点】

①成年後見制度等の適切な利用促進及び成年後見制度利用支援事業の実施、②権利擁護連携支援センター及びネットワークによる、重複する課題に対する取組、③法律(障害者差別解消法・虐待防止法)の周知・啓発と事業所における虐待防止の取組

基本目標2 生活支援体制を充実する

本人主体の考え方に立って、多様化するニーズに適切に対応し、障害のある人が地域で安心して自立した生活を送れるよう、生活支援体制の整備や各種福祉サービスの充実、質の確保・向上を図る取組をより一層推進していきます。

地域自立支援協議会の役割強化を図るとともに、質の高い障害福祉サービスの安定的な提供を図るため、スキルアップ研修を実施し人材育成を促進するとともに、働きやすい環境づくりを推進します。

成果指標

項目	年度	令和5年度	令和8年度
		(2023年度)調査時	(2026年度)目標
アンケート調査「現在、支援サービスなどを利用しながら、住み慣れた地域で安心して生活し、社会に参加できていると思いますか」の間に、「満足」「やや満足」と回答した人の割合。	障害者	18.2%	21.2%
	障害児(保護者)	32.4%	35.4%

主要施策と主な取組

(1)多様な居住の場の提供及び整備

①多様な居住環境の確保と居住支援の充実、②グループホーム等の充実

(2)相談支援体制の充実【重点】

①基幹相談支援センター設置に向けた取組、②関係機関と連携した相談支援体制の整備、③重層的な相談支援体制の推進

(3)情報提供とコミュニケーション支援の充実

①障害特性に応じた情報提供の充実、②福祉サービス等の周知、③障害特性に応じたコミュニケーション支援の充実

(4)総合的な地域生活支援の充実

①法に基づく障害福祉サービス及び地域生活支援事業の提供体制の確保や、ニーズに応じた新たなサービスの開発、②地域生活支援拠点の機能充実、③事業者の業務管理体制の整備及びサービスの質の向上

(5)地域自立支援協議会の役割強化

①構成員の資質向上、②困難事例へ対応するための取組、③地域の社会資源の開発と改善

(6)安心できる保健・医療体制の充実

①保健、医療に関する相談支援の強化、②青年期等の発達障害についての取組、③精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(7)福祉人材の養成・確保

①相談支援従事者のスキルアップ、②福祉人材の確保及び資質の向上の支援、③多様化するニーズに対応できる人材の養成・支援

基本目標3 自立と社会参加を促進する

障害のある人が、自立し社会参加するために、各関係機関との連携の更なる強化と、一貫した切れ目のない支援システムの強化を図ります。

障害のある人の雇用・就労の促進と就労定着支援を強化するため、企業の理解啓発に取り組みます。

障害のある人が地域社会の中で生活を主体的に営むことができるよう、スポーツ・芸術文化活動などの社会参加を促進するための取組を行います。

成果指標

項目	年度	令和4年度 (2022年度)実績	令和5年度 (2023年度)見込	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
①就労体験を行った人の数(人)		6	27	28	29	30
②障害者就労応援相談ステーションへの相談件数(当事者・当事者家族)			160	170	180	190

主要施策と主な取組

(1)療育・教育の支援体制の充実

①障害児療育機能の充実、②特別支援教育の推進、③保健・医療・福祉・教育分野の関係機関の連携

(2)雇用・就労の支援促進【重点】

①就労移行支援・職場適応支援の充実、②企業における障害のある人の雇用の促進、③福祉的就労の工賃等の向上

(3)多様な活動の場の確保

①障害のある子どもの、放課後や長期休業中の活動の支援、②地域活動支援センター等、ニーズに応じた日中活動の場や居場所の確保、③地域活動への参加支援

(4)スポーツ・芸術文化活動の推進及び支援【重点】

①スポーツ・芸術文化活動団体の育成・支援、②スポーツ活動・文化イベントに参加しやすい環境整備、③スポーツ大会の参加促進

(5)生活を主体的に営むための支援

①ストレングスマodelの視点による支援、②自立生活体験の推進、③生活を主体的に営むための人材育成

基本目標4 安全・安心なまちづくりを推進する

誰もが、快適かつ安全・安心に生活し社会参加できるよう、ユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備の推進に努めます。

防犯・防災知識等の普及啓発を図るとともに、災害時に障害のある人が必要な支援を受けることができるよう、災害時支援体制の充実を図ります。また、社会的障壁を取り除くための合理的配慮を行うよう取り組みます。

障害のある人を支える福祉活動については、ボランティアやNPO、障害者団体等の活動の活性化を図ります。

成果指標

項目	年度	令和5年度 (2023年度)調査時	令和8年度 (2026年度)目標
アンケート調査「何らかの災害対策をしている人の割合」	障害者	68.0%	71.0%
	障害児(保護者)	77.8%	80.8%

主要施策と主な取組

住みよい環境づくりの推進

①まちのバリアフリーの推進、②移動手手段の整備・充実

安全・防災対策の推進【重点】

①防災意識の強化及び災害時支援体制の推進、②緊急時のサービス提供体制の充実

住民と協働した福祉活動の推進

①住民参加組織の育成・支援と地域人材の発掘・育成、②ボランティア育成と支援、③地域福祉のネットワーク体制の整備

6 障害福祉計画の成果目標

障害福祉計画は、本市における障害福祉サービス等の提供体制の確保のため、成果目標や見込量等を定めるものです。

障害福祉計画

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

(1) 地域移行者数

目標 令和4(2022)年度末時点の入所者数 148人

令和6(2024)年度から令和8(2026)年度末までの地域移行者の累計 6人 地域移行率 4%

目標値設定方法

施設入所者のほとんどは障害の程度が重く介護が必要な人であり、また高齢の人も多く、地域移行することは困難である状況もあるため、今回は65歳未満の人(105人)の6%を地域移行者数の目標値とする。

(国指針では、令和4年度末の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。)

(2) 施設入所者減少数

目標値は、国の基本指針により設定

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

目標 広島県において設定

3 地域生活支援の充実

(1) 地域生活支援拠点等

(2) 強度行動障害を有する者の支援体制

4 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 就労移行支援事業所等を通じて一般就労へ移行する者の数

(2) 就労移行支援事業所から一般就労への移行

(3) 就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率

5 相談支援体制の充実・強化等

(1) 基幹相談支援センター

(2) 地域自立支援協議会

6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

上記3～6までの目標値は、国の基本指針により設定

7 障害児福祉計画の成果目標

障害児福祉計画は、本市における障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標に関する事項、見込量等を定めるものです。

障害児計画

障害児支援の提供体制の整備等

1 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進

2 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

3 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

上記1～3までの目標値は、国の基本指針により設定

8 計画の進行管理

計画の推進に当たっては、施策の実施状況や進捗状況を点検し、施策の見直しや次期計画の策定に向けた評価を実施します。

国の基本方針に即して、毎年度、計画期間の各年度におけるサービス見込量のほか、目標値について達成状況を点検及び評価し、計画の見直しを行います。

計画の達成状況の点検及び評価にあたっては、地域自立支援協議会を活用します。